

# 米子市本人通知制度のご案内

## 本人通知制度とは

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人又は本人の代理人以外の第三者(※1)に交付した場合に、交付の事実を本人に通知する制度です。この制度により、住民票の写し等の不正請求の抑止や不正取得による個人の権利侵害の防止の効果が期待できます。

(住民票の写し等の交付を制限するものではありません。)

ただし、本人の代理人以外の第三者に交付した場合の通知を希望される方は事前登録が必要となります。登録手続きについては裏面をご覧ください。

(※1) 本人の代理人以外の第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯の者」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」以外の者で、国又は地方公共団体の機関は含まれません。

## 通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し
- ・戸籍謄本・抄本(戸籍全部事項証明・個人事項証明)
- ・戸籍記載事項証明書

※ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、本籍又は国籍・地域、在留区分、在留資格、在留カード等の番号が記載されたものに限りします。

※ いずれも消除された住民票・戸籍の附票、除かれた戸籍を含みます。

## 通知の内容

- ・交付年月日
- ・交付証明書の種別
- ・交付通数
- ・交付請求者の種別(本人の代理人又は第三者の別)

※ 交付請求者の氏名、住所等は通知されません。

※ 通知内容について確認が必要な場合は、米子市個人情報保護条例第11条の規定に基づく保有個人情報の開示請求をすることができます。ただし、開示される内容は米子市個人情報保護条例の規定の範囲内となります。

※ 次の請求は通知の対象となりません。

- ・住民票関係では同一世帯の方からの請求、戸籍関係では同一戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属からの請求
- ・国又は地方公共団体からの請求
- ・住民基本台帳法や戸籍法で定める裁判手続きや紛争処理手続きのための請求

問い合わせ先：米子市役所市民一課庶務担当 電話：0859-23-5141

【事前登録の手続きについては裏面をご覧ください】

## 本人通知制度の事前登録について

本人の代理人以外の第三者に交付した場合の通知を希望される方は、事前登録の申込みが必要となります。通知の対象となる証明書及び通知の内容は、本人の代理人に交付した場合（裏面参照）と同じです。なお、登録者と同一の住民票等に記載されている方であっても登録をしていなければ通知の対象とはなりません。

### 1 登録できる方

- ・米子市に住民登録がある方（過去にあった方）
- ・米子市に本籍がある方（過去にあった方）

### 2 登録期間（通知を行う期間）

申込み日の翌日から通知を行います。なお、事前登録の有効期間は無期限です。

※申込み日当日の交付分は、通知の対象となりません。

### 3 登録手続き

#### (1) 登録窓口及び受付時間

- ・米子市役所市民一課（本庁1階④番窓口）
- ・淀江支所地域生活課（淀江支所1階①番窓口）  
月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

#### (2) 登録手続きに必要なもの

##### ① 登録者本人が申し込む場合

- ・事前登録申込書（登録窓口にあります。ホームページからもダウンロードできます。）
- ・登録者本人の「本人確認書類」  
1点提示でよいもの：運転免許証、個人番号カード、パスポートなど顔写真入りのもの  
2点提示が必要なもの：資格確認書、基礎年金番号通知書、学生証など

##### ② 代理人が申し込む場合

- ・事前登録申込書（登録窓口にあります。ホームページからもダウンロードできます。）
- ・代理人の「本人確認書類」
- ・代理人の資格を証明する次の書類  
【未成年者の法定代理人（親権者）の場合】  
登録者の戸籍謄抄本（親権者が確認できるもの。登録者の本籍地が米子市の場合は不要）  
【成年被後見人の法定代理人（成年後見人）の場合】  
後見人であることが確認できる書類（登記事項証明（発行後3か月以内のもの）又は審判書（審判決定日から3か月以内のもの）の写しなど）  
【その他の代理人の場合】  
委任状（登録者本人が自署、押印したもの）※家族の方が代わって申し込まれる場合も必要です。

#### (3) 郵送による申込み

他の市区町村に居住している方や疾病等により直接窓口で手続きすることが困難な方など、やむを得ない事情がある場合は郵送による申込みもできますのでご相談ください。

### 4 登録の変更・抹消

登録内容に変更が生じたときや登録をやめるときは届出が必要です。

なお、登録者の死亡等により住民票等が消除されたときは登録を抹消します。

### 5 その他

登録事務等において確認が必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。